

岩手県告示第85号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が病院、診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和元年6月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
岩手医科大学附属花巻温泉病院	花巻市台第2地割85番地1	平成31年3月31日
花巻温泉薬局	花巻市湯本第1地割6番地1	”
小川医院中野町クリニック	北上市中野町一丁目9番28号	平成31年3月23日
ニコニコ薬局	北上市中野町一丁目10番29号	平成31年3月25日
ひがし薬局	一関市東山町長坂字西本町120番地1	平成31年3月30日
おぐま歯科医院	奥州市江刺南大通り6番27号	平成31年3月31日